

緊急被ばく医療活動実施要領の改正について

北海道保健福祉部
地域医療推進局地域医療課

1 趣旨

「緊急被ばく医療活動実施要領」については、「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」に基づき、緊急被ばく医療体制における実施内容を定めているが、同計画との整合ならびに原子力規制委員会が示した「原子力災害対策指針」及び解説書「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に踏まえ、北海道地区被ばく医療ネットワーク協議会での議論を踏まえ、平成26年3月26日付けにて一部改正を行った。

なお、安定ヨウ素剤の配布・服用に係る部分については、国の動向等を踏まえ、地元町村と調整の上、順次改正していくとともに、今後、国から示される予定のスクリーニング・除染等に係るガイドラインや、被ばく医療体制についての考え方を踏まえ、必要な見直しを随時行っていく。

2 緊急被ばく医療活動実施要領の内容・構成と今回改正のポイント

章	タイトル	主な内容	改正のポイント
I	緊急被ばく医療の基本的な考え方	緊急被ばく医療の基本方針、医療体制等	◇放射線事故・災害の想定と対応措置を明記 ◇複合災害の対策を追記 ◇医療体制に初期被ばく医療機関を追記
II	原子力発電所内で被ばく者等が発生した場合	原発内での事故等における医療活動の手順等	◇初期対応に関する記載の適正化
III	原子力災害時に救護所等において周辺住民に対応する場合	救護所等での住民へ医療活動（スクリーニング等）の手順等	◇原子力規制委員会が安定ヨウ素剤予防服用の必要性を判断 ◇現地医療総括責任者の導入 ◇スクリーニングレベルの修正 ～体表面汚染： β 線で40,000cpm
IV	医療機関における医療活動等	初期、二次、三次被ばく医療機関での医療活動、搬送方法等	◇医療体制に初期被ばく医療機関を追記
V	安定ヨウ素剤の取扱い	安定ヨウ素剤の服用目的、保管・配布・服用方法等	◇事前配布及び緊急時における配布等に係る体制整備 ◇服用の決定・指示、対象者、服用量 ※詳細については国の動向等踏まえ今後順次改訂していく

<経緯>

H15.2 全面改定→現行要領

- ・道で定めた「緊急時医療活動実施要領」を全面的に改定し、策定

H17.3 一部修正

- ・(財)原子力安全研究協会から示された「緊急被ばく医療の知識」に基づき、救護所活動スクリーニングレベルの変更等

H23.5 一部修正

- ・原子力安全委員会の「緊急被ばく医療のあり方」改訂に伴う所要の修正等（資機材、医療チーム、搬送方法、安定ヨウ素剤の保管等に係る見直し）

H26.3（今回）一部修正

- ・「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」及び国の「原子力災害対策指針」及び解説書「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に踏まえ、所要箇所の一部修正等